

# 簡易専用水道施設における 法定検査について

簡易専用水道の設置者には、水道利用者に安全な水を供給するための衛生管理が水道法により義務付けられています。

## 水道法第34条の2

1 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

### 水道法施行規則 第55条

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

## 水道法施行規則 第56条

「法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。」



年に1回以上法定検査の受検が義務付けられています！

## Q なぜ法定検査を受けるのか？

A 簡易専用水道の設置者は、利用する人が安心して水を飲むことができるように管理する義務があります。そのため、設置者には、貯水槽を清掃したり、破損やひび割れなどがないように管理することが義務付けられています。

法定検査は、その管理が適切に実施できているか、登録を受けた検査機関がチェックするものです。

なお、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」が適用される施設では、施設検査に替えて書類提出による検査を受けることができます。

## Q自分で検査したり、貯水槽清掃業者に依頼することは可能か？

A 登録検査機関の検査を受検してください。

検査機関は国土交通省のホームページを参照してください。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_suishitsu\\_02a.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_suishitsu_02a.html)



国交省 簡易専用水道検査機関登録簿

で検索

## Q 法定検査を受けなかった場合に罰則はあるか？

A 検査を受けなかった場合は、罰則が適用される場合があります。

「第34条の2第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。」（水道法第54条第8号）



川越市マスコットキャラクター ときも

-問い合わせ先-

川越市保健所食品・環境衛生課

環境衛生担当

〒350-1104

埼玉県川越市小ヶ谷 817-1

電話：049-227-5103